

## 1. いじめ防止の基本方針

### 1) 基本理念

「いじめの芽はどの児童にも生じ得るという緊張感を持ち、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすること」「全ての児童がいじめを行わないよう、いじめの問題に関する児童の理解を深めること」「いじめを受けた児童の生命及び心身を保護するため、社会全体でいじめの問題を克服すること」という基本理念に立ち、本校の児童が、楽しく豊かな学校生活を送ることができる、いじめのない学校をつくるために「恵庭市立恵庭小学校いじめ防止基本方針」を策定する。なお、この方針については定期的に点検し必要に応じて内容の見直しや改善を実施するとともに、学校のHP等で随時公開する。

基本理念に基づく取組を進めるに当たっては、次の点に留意する。

- ①いじめを受けた児童にも、何らかの原因がある、責任があるという考え方はあってはならない。児童に対していじめにつながるような不適切な方法で人間関係の問題等に対応することで、いじめの芽が生じ、いじめに向かうことのないよう、いじめの未然防止に努める。また、発生したいじめに対しては、関係者相互の連携の下、早期に解消する。
- ②児童が発達の段階に応じて、望ましい人間関係を自ら構築していく力とともに、けんかなど交友関係から生じたトラブルやいじめの問題を解決し、人間関係を修復していく力を身に付け、安心して学習やその他の活動に取り組むことで、将来の夢や希望をしっかりと持って、主体的に個性や能力を伸ばし、変化の激しい社会において、自立し、粘り強く、たくましく生きていくことができる力を育む。

### 2) いじめの定義

いじめとは児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

### 3) いじめの理解

- いじめを受けた児童の中には、「いじめを受けたことを認めたくない」「保護者に心配をかけたくない」などの理由で、いじめの事実を否定することが考えられることから、いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた児童や周辺の状態等を踏まえ、客観的に判断し、対応する。
- インターネットを通じたいじめなど、本人が気付いていない中で誹謗中傷が行われ、当該児童が心身の苦痛を感じるに至っていない場合も、いじめと同様に対応する。
- 児童の善意に基づく行為であっても、意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまい、いじめにつながる場合もあることや多くの児童が被害児童としてだけでなく、加害児童としても巻き込まれることや被害、加害の関係が比較的短期間で入れ替わる事実を踏まえ、対応する。

なお、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害児童が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、いじめに該当するため、いじめ防止対策委員会で情報共有して対応する。

- 「けんか」や「ふざけ合い」であっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

日頃からグループ内で行われているとして「けんか」や「ふざけ合い」を軽く考え、気付いていながら見逃してしまうことも少なくない。ささいに見える行為でも、表には現れにくい心理的な被害を見逃さない姿勢で対応する。

- 児童が多様性を認め互いに支え合いながら、健やかに成長できる環境の形成を図る観点から、例えば、「性的マイノリティ」「多様な背景を持つ児童生徒」「東日本大震災により被災した児童又は原子力発電所事故により避難している児童（以下「被災児童」という）」等、学校として特に配慮が必要な児童については、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

#### 4) いじめの内容

具体的ないじめの態様としては、次のようなものがある。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

これらのいじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものがある。

これらについては、教育的な配慮や被害児童の意向を十分に配慮した上で、児童の命や安全を守ることを最優先に、早期に警察に相談・通報を行い適切な援助を求め対応するとともに、学校警察連絡協議会等を活用し、日頃から緊密に連携できる体制を構築する必要がある。

また、嫌がらせなどの「暴力を伴わない“いじめ”」であっても、繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴う“いじめ”」と同様、生命、身体に重大な危険を生じさせる場合があることに留意する必要がある。

#### 5) いじめの要因

いじめの要因を考えるに当たっては、次の点に留意する。

- いじめは、児童同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり、いじめの芽はどの児童にも生じ得る。
- いじめは、単に児童だけの問題ではなく、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、他人の弱みを笑いものにしたり、異質な他者を差別したりするといった大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。
- いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、はやしたてたり面白がったりする「観衆」の存在、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在や、学級や少年団活動等の所属集団の閉鎖性等の問題により、いじめは行われ、潜在化したり深刻化したりもする。
- いじめの衝動を発生させる原因としては、①心理的ストレス（過度のストレスを集団内の弱い者を攻撃することで解消しようとする）、②集団内の異質な者への嫌悪感情

(凝集性が過度に高まった学級集団では、基準から外れた者に対して嫌悪感や排除意識が向けられることがある)、③ねたみや嫉妬感情、④遊び感覚やふざけ意識、⑤金銭などを得たいという意識、⑥被害者となることへの回避感情などが挙げられる。

そのため、一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりや、児童の人間関係をしっかりと把握し、全ての児童が活躍できる集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。

- いじめは、児童の人権に関わる重大な問題であり、大人も児童生徒も、一人一人が「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な方法である」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を十分自覚しなければ、いじめから児童を守り通すことは難しい。そのため、児童の発達の段階に応じた「男女平等」「子ども」「高齢者」「障がいのある人」「性的マイノリティ」「多様な背景を持つ児童生徒」などの人権に関する意識や正しい理解、自他を尊重する態度の育成、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、多様性を認め互いに支え合うことができず、いじめが起こり得る。

## 6) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、必要に応じ、被害児童と加害児童との関係修復状況など他の事情も勘案して判断するものとする。

### ①いじめに係る行為が止んでいること

被害児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から更に長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は「学校いじめ防止対策委員会」の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

### ②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。「学校いじめ防止対策委員会」においては、いじめが解消に至るまで被害児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

いじめの解消の見極めに当たっては、学校や保護者のほか、「いじめ防止対策委員会」を活用し、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどを含めた集団で判断することが大切である。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性やいじめを受けたことによる心理的影響が容易には消えない場合も十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、児童を日常的に注意深く観察する必要がある。

## 2. いじめ防止等の対策組織

### 1) いじめ防止対策委員会

いじめ対策についての総括組織として「いじめ防止対策委員会」を設置する。学校

いじめ対策組織は、いじめの問題に取り組むための実行的役割を果たす。いじめの問題への指導については、学級担任等が個々に取り組むのではなく、学校全体をあげた取組を推進し、状況に応じた構成員で組織を構成し指導にあたる。

#### ①設置の意義

- いじめについては、特定の教職員で問題を抱え込まず学校が組織的に対応することにより、複数の目による状況の見立てが可能となる。
- スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者等の外部専門家が参加しながら対応することにより、より実効のないじめの問題の解決に資することが期待される。

#### ②構成員

- 校長・教頭・主幹教諭・生徒指導部担当・養護教諭・担任・その他必要に応じてスクールカウンセラー等の外部専門家、有識者とする。
- 個々の事案により、関係の深い教職員を追加する等、未然防止・早期発見・事案対処の実効化のため、組織の構成を適宜工夫・改善できるよう柔軟な組織とする。

#### ③役割

- いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくりを行う。
- いじめの早期発見・事案対処のため、実態把握や情報収集を目的とした取組を行う。
- いじめが生じたときは迅速で組織的な対応を行う。
- いじめの事実関係の調査を行う。
- いじめを受けた児童に対する支援、いじめを行った児童に対する指導の体制及び保護者との連携や対応を組織的に実施する。
- 基本方針に基づく年間計画の作成・実行・検証・改善を行う。
- いじめの防止等に係る具体的で実効性のある校内研修を企画し、計画的に実施する。
- いじめ防止基本方針の見直し・点検を行う。(PDCAサイクルの実行を含む)
- 保護者、地域住民への情報提供を行う。

## 2) いじめの未然防止

いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、児童同士が主体的にいじめの問題について考え、議論するなど、いじめの未然防止に資する活動に取り組む。

また、児童に対していじめに気づいたときに傍観者とならず先生やまわりの大人へ報告するなど、いじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努める。

- ①いじめの問題の根本的な克服のため、全ての児童に、心の通う人間関係を構築できる社会性、規範意識や自他の生命を尊重する心などを育むとともに、将来の夢やそれに挑戦する意欲をもたせ、いじめを生まない環境を醸成する。
- ②いじめ防止等に資する児童の自主的な企画及び運営による活動を促進し、「いじめは決して許されない」という意識を児童に醸成する。
  - 道徳等の授業実践
  - 命を考える日
  - 命を考える集会 等
- ③児童の実態やいじめが生まれる背景等を分析し、その結果をもとにして、全ての児童が安心でき、他者から認められていると感じられる「居場所づくり」や他者とかかわり、他者の役に立っていると感じられる「絆づくり」の取組を進める。
- ④児童の人間関係を形成する力の育成を図る取組を推進する。
- ⑤児童が学習やその他の活動において自己有用感や自己肯定感、自己信頼感を高める取組を推進する。
- ⑥学校の教育活動全体を通じた人権に関する教育の一層の充実に向けた取組を推進する。

- ・主体的、対話的で深い学びを育む授業実践
  - ・子どもの居場所のある学級経営
  - ・道徳等の授業実践・人権教育の推進
- ⑦児童やその保護者、教職員に対していじめを防止することの重要性について理解を深めるための啓発等を行う。
- ・HPへのいじめ防止基本方針の掲載
  - ・啓発資料の配付
- ⑧インターネットやメール等による危険性やトラブルについて、最新の動向を把握し、情報モラル教育を実施するとともに、児童、保護者、地域への啓発に努める。
- ・情報モラル教室の実施
  - ・SNS等に係る啓発資料の配付
- ⑨学校として特に配慮が必要な児童については、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。
- ⑩「多様な背景をもつ児童」については、日常的に、当該児童の特性等を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。
- ⑪学校として「性的マイノリティ」とされる児童に対して、プライバシーに十分配慮しながら、日頃から適切な支援を行うとともに、児童に対する必要な指導を組織的に行う。
- ・特別支援教育コーディネーターとの連携
  - ・適切な学級経営
- ⑫教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。
- ・アンガーマネジメントの意識
  - ・いじめ、体罰に係る研修および資料の配付
- ⑬児童の発達段階に応じて、豊かな情操や社会性、規範意識を育むため、地域が有する自然環境等の教育資源を生かした教育活動や体験活動を推進する。
- ・地域素材を生かした校外学習・体験学習の推進
- ⑭児童が性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう学校教育全体を通じて、性暴力防止に向けた「生命（いのち）の安全教育」の充実を図る。
- ・保健・安全教育の充実

### 3) いじめの早期発見・早期対応

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの視点を持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。このため、日頃から児童の見守りや信頼関係の構築に努めることが必要である。

- ①日常的に児童の様子や行動を観察することにより、「いじめ見逃しゼロ」に向け、保護者と連携を図りながら、変化を把握するように努め、いじめを隠蔽・看過・軽視することなく、いじめを積極的に認知する。
- ②いじめの実態を適切に把握するため、アンケート調査の実施等による定期的な調査その他の必要な措置を講ずる。
- ③児童やその保護者、教職員がいじめに係る悩み等をいつでも相談できる体制を整備するとともに、「SOSの出し方に関する教育」を推進する。
- ④児童のSOSの発信や教職員へのいじめの情報の報告など、児童からの相談に対しては、必ず学校の教職員等が迅速に対応することを徹底する。

#### 4) いじめへの対処

いじめの発見・相談を受けた場合には、特定の教職員が抱え込まず、当該いじめに係る内容を速やかに「いじめ防止対策委員会」に報告し、組織的な対応につなげる必要がある。事案の内容によっては、教育委員会に報告するとともに、児童相談所や警察等の関係機関とも連携の上対処する。

- ①いじめを受けた児童の心的な状況等を充分確認し、いじめを受けた児童や情報を提供した児童を守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を取り除いた上で、いじめの事実関係を複数の教職員で正確に聞き取る。
- ②児童にとって信頼できる人物と協力し、気持ちに寄り添える体制を構築し、必要に応じて、スクールカウンセラー等外部専門家と連携しながら支援する。
- ③いじめを行った児童からも事実関係の聴き取りを行い、いじめが確認された場合には、その保護者と情報を共有し別に指導を行い、いじめの非に気付かせ、いじめを受けた児童への謝罪の気持ちを醸成させるなど組織的に対応する。また、保護者と連携して適切な対応を以後行えるように協力を求めるとともに、その保護者に対して継続的な助言を行う。
- ④いじめを行った児童に対しては、いじめによって相手がどれほど傷つくのかを理解させるために、毅然とした態度で指導・対応を行う一方で、当該児童の抱える問題や悩み等の背景にも目を向け、豊かな人間性を育むことや健全な人間関係を構築することができるよう配慮する。
- ⑤「観衆」となっていた児童に対しては、はやし立てたり面白がったりする行為がいじめに加担する行為であることを理解させる。また、「傍観者」となっていた児童に対してはいじめを目撃した場合には勇気をもってすぐに誰かに知らせることなどを指導する。
- ⑥必要に応じて、いじめを行った児童に対する適切な指導を行い、いじめを受けた児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができる環境を整備する。
- ⑦いじめを受けた児童が、いじめを行った児童との関係改善を望む場合には、学校の教職員や保護者等が同席の下、謝罪や和解の場を持つなどして、関係修復を図る。なお、いじめが解消したと思われる場合であっても、十分に注意を払いながら継続して見守り、折りに触れ必要な支援を行う。
- ⑧インターネットやメール等によるいじめを認知した場合には、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、事案によっては警察等の関係機関と連携して対応していく。
- ⑨いじめを受けた児童の保護者に対する情報の提供及び支援、いじめを行った児童の保護者に対する助言を行う。

#### 5) 家庭・地域・関係機関との連携

児童の健全な成長と発達には、生活の基盤となる家庭や地域の役割は不可欠である。また、いじめの問題を速やかに解消するには、学校だけで問題を抱えることなく、関係機関とも情報を共有できる体制を整備しておく必要がある。

- ①いじめ防止等を推進するために、日頃から児童について家庭と情報を交換し、共有する。
- ②PTAや地域の関係団体（CS等）といじめの問題について協議する機会を設けるなど、地域と連携した対策を推進する。
- ③学校内のみの指導では十分な効果を上げることが困難な場合には、警察、児童相談所、医療機関等の関係機関と適切な連携をとる。

## 6) 学校運営の改善

- ①教職員が児童と向き合い、いじめ防止等に適切に取り組むことができるようにするため、事務機能の効率化を図る。
- ②学校評価において、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を評価項目に位置付け、いじめの防止等のための取組の改善を図る。

### ③いじめ事態への対処 基本的な流れ

#### ○担任の認知

- ①いじめの認知
  - ②管理職への報告
  - ③児童への聞きとり(管理職も入り・指導部・担任複数で)
  - ④情報の精査(いじめ対策チーム)→重大事態にあたる場合は市教委への報告
  - ⑤聞きとったことの連絡 (被害児童の保護者)
  - ⑥加害児童保護者への連絡(担任より) 被害児童保護者への連絡(担任・管理職)
  - ⑦被害児童と加害児童の話し合い(いじめ対策チーム)
  - ⑧加害児童保護者への説明 (担任・指導部・管理職)
  - ⑨被害児童保護者への説明 (担任・指導部・管理職・学年担任)
  - ⑩加害児童保護者と被害児童保護者の対話の場の設定
  - ⑪今後の方針の確認と共有(いじめ対策チーム)
- ④いじめ認知記録シートを活用し、指導部で記録を集積していく。

実態把握シート <u>    </u> 年 <u>    </u> 組No.	
	記入日：令和 年 月 日
	記入者：
聞き取り児童	年 組 氏名
日時	令和 年 月 日 ころ
場所	
関係児童	被害児童：
	加害児童：
	傍観児童：
内容	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">                     時系列で記入                      主語の明確化                      したこと                      言ったこと                      気もち等                 </div>	
現在の状況 ※現在のいじめの状況や被害児童の心情、要望など	
学校・担任の対応(予定も含む)	
その他	

### 3. 重大事態への対処

#### 1) 重大事態の意味

- ①いじめにより児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ・児童が自殺を企図した場合（自殺を図った、自殺を図ろうとした場合）
  - ・身体に重大な障害を負った場合
  - ・金品等に重大な被害を被った場合
  - ・精神性の疾患を発症した場合 等
- ②いじめにより児童が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。なお、相当の期間とは、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、迅速に対応する。

#### 2) 重大事態の調査

学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告し、教育委員会はこれを市長に報告する。また、学校及び教育委員会は、基本方針や国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に沿って速やかに対処するとともに、事実関係を明確にする調査を行い、同種の事態の発生の防止に努める。

なお、いじめられて重大事態に至ったという児童や保護者からの申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

また、いじめを受けた児童や保護者が希望する場合は、調査の実施自体や調査結果を外部に対して明らかにしないまま行うことも可能であり、いじめを受けた児童や保護者の意向を的確に把握し、調査方法を工夫しながら調査を進める。

いじめ防止対策推進法第28条第1項第2号「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」の調査は、国の「不登校重大事態に係る調査の指針」に基づいて実施する。

調査は、学校が主体となって行う場合と、教育委員会が主体となって行う場合があり、その判断は教育委員会が行う。従前の経緯や事案の特性、いじめを受けた児童又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと教育委員会が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、教育委員会において調査を実施する。

この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、学校や教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態と同種の事態の発生防止を図るものである。

調査が迅速かつ適正に実施できるよう道の調査マニュアルや調査結果の公表ガイドラインを参考にする。